

『相続取引に強くなるコース』受講者各位

(株)ビジネス教育出版社 教育事業部 講座係
〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-7-13
TEL 03-3221-5361 / Fax 03-3222-7878

2024 年度補遺（変更点のお知らせ）

■テキスト 95 頁

項目タイトル変更

「遺留分が侵害された場合、どのようにすればよいか」

A3 （上から 1 行目）

- ・変更前:遺留分の減殺請求の意思表示をすればいい
- ・変更後:**遺留分侵害額請求の意思表示をすればいい**

解説 1

「遺留分侵害額請求」

遺留分の侵害額請求は、遺留分を持つ相続人が被相続人から得た純財産額が、その相続人の遺留分の額に達しないとき、遺留分の侵害があったとして侵害者請求できる権利です。

(1) 遺留分侵害額請求の当事者

①請求者

遺留分権利者とその承継人(相続分の包括受遺者、譲受人等)です。これらの者の債権者も、遺留分侵害額請求を代位行使できます。

②相手方

遺留分を侵害する遺贈または贈与を受けた者です。

受遺者または受贈者が複数いるときは、以下のように処理されます。

- ア 受遺者と受贈者があるときは、受遺者が先に負担する。
- イ 受遺者が複数あるとき、または受贈者が複数ある場合において、後の受贈者が負担する。
- ウ 同時の場合は、その目的の価額に応じて。
受贈者や受遺者が無資力だった場合の負担は、請求者が負い、次順位の受遺者や受贈者に請求することはできません。

(2) 遺留分侵害額請求権の性質

遺留分侵害額請求は、形成権であり、遺留分侵害額請求という意思表示によって、請求権が発生します。この場合、遺留分侵害額請求をする旨の通知を相手方にすれば足り、裁判で主張しなくても、請求権が発生します(法的には、口頭でも良いのですが、意思表示は、後述のとおり、遺留分を侵害されていることをしてから1年以内にする必要があり、且つ、形成権である以上意思表示を行ったことを証明しないとはいけませんので、内容証明郵便で行うべきです)。

この場合、侵害額を具体的に示す必要は無く、遺留分を侵害されたことによる侵害額を請求する趣旨が分かれば問題ありません。

(3) 遺留分侵害額請求の効力

遺留分侵害額に相当する金銭債権が発生し、侵害者に対し直接侵害額相当額の金銭を請求することができます(平成30年改正前の民法における遺留分減殺請求とはこの点が大きく異なります)。

侵害者は、遺留分侵害額請求の意思表示が到達した日の翌日から遅滞に陥りますが、裁判所に対して相当の期限の許与を請求することができ、これが認められれば、当該期限までは遅滞になりません。

(4) 遺留分侵害額請求の時効等

ア 短期消滅時効

遺留分侵害額請求は、①遺留分権利者が相続の開始および遺贈・贈与があったこと及び②その遺贈・贈与が遺留分を害することを知ったときから1年以内に行う必要があります。

このように時効期間が1年と短いことから短期消滅時効に注意する必要があります(一周忌までは相続の話をしていないというご家族もあると聞きますが、この場合、遺留分侵害額請求ができなくなる危険があります)。

ただ、遺留分減殺請求の意思表示を1年以内に行えば、その結果生じる金銭的請求権は、5年以内に請求すれば足りる。

イ 除斥期間

前述のように短期消滅時効は、①相続の開始、遺贈・贈与があったこと及び②遺贈・贈与が遺留分を侵害することを知った時から1年ですが、遺留分権利者がこれらを知らないといつまでたっても時効にかからないとすると、法的に安定しません。

そこで、民法は、相続開始の時から10年を経過すれば遺留分侵害額請求権が消滅するとしました。これは除斥期間であり、短期消滅時効等と違って中断がありません。